

第I章 緑の基本計画と策定の主旨

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペース[※]に関する総合的な計画です。

幕別町の緑の基本計画は、上記に加え、北海道自然環境等保全条例に基づく「地域緑化推進計画」を包括し、緑に関する総合的な計画として一本化したものです。

2 策定の背景

幕別町緑の基本計画は、平成16年3月に策定されてから、16年が経過し、本町における都市公園などの緑は一定水準まで整備が進められてきました。

近年では町の人口は減少に転じており、少子高齢化の進行や自然災害の激甚化など、本町を取り巻く社会情勢は変化しています。このため、緑が持つ多面的な機能やポテンシャルを最大限発揮するように、緑の整備、維持、保全を図っていくことが求められています。

※都市緑地法：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する必要事項を定めた法律です。平成16年の改正により題名が変わり、緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画が拡充されました。

※オープンスペース：公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称をいいます。「公共空地」と訳されます。

3 対象とする緑

まちの「緑」とは、樹木や草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり、樹林地や草地、水辺地等の緑地をはじめ、緑化された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。このため、本計画においても公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく、民有地を含む幕別町の全ての緑を対象とします。なお、本計画で対象とする緑地の分類は表 1-3-1 のとおりです。

表 1-3-1 緑地の分類

緑	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	
		都市公園以外	公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園をのぞく公共空地 自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路 地方自治法又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 河川緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド等 公開している教育施設（国公立）
地	地域制緑地等		公共公益施設における植栽地等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他公共公益施設の植栽地等
			民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地 公開空地 市民農園（上記以外） 一時開放広場 公開している教育施設（私立） 市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間
		法による地域	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地域及び特別緑地保全地区（都市緑地法） 緑化地域（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 	
		協定	緑地協定（都市緑地保全法）	
		条例等によるもの	条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約、協定による工場植栽地 その他	

※農地であるものを含む。

4 緑の役割と必要性

都市における緑の役割には以下の項目があげられ、町民が潤いある生活を送るためには欠かせないものとなっています。



(1) 快適な都市環境を形成する

樹木などの植物は、大気の浄化、騒音振動の緩和など都市における環境問題を軽減し、生活環境を保全しています。また、樹林地や水辺地は、野生生物の生育・生息地として生態系を構成するなど生物多様性[※]を保全しています。このことから、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する快適な都市環境を形成することができます。

※生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。

(2) 変化に対応した余暇空間を形成する

緑には、自然とのふれあいの場による精神的健康の増進やレクリエーションの場による肉体的健康の増進、コミュニティ※活動の場による社会性の増進など様々な機能があります。この緑のもつ多様な機能を活用することにより、余暇時間の増大や余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間を形成することができます。

(3) 災害に強いまちを形成する

緑は、地震や火災などの災害時において避難場所や避難路、延焼遮断帯※、防災活動拠点、地すべり崩壊の防止など様々な防災機能を持っています。このような緑を適切に確保、配置することにより災害に強いまちを形成することができます。

(4) 魅力あるまちを形成する

緑は、地域の気候、風土に応じた特色ある四季の変化をもち、また地域の文化や歴史と深く関わっています。快適な生活環境や美しい景観を創出する緑を適切に配置することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらす個性と魅力あるまちを形成することができます。

(5) 低炭素型のまちを形成する

緑には、騒音の緩和や大気の浄化といった都市の生活環境を保全する効果ばかりでなく、地球温暖化の原因のひとつであるCO₂を緑が吸収することによる「CO₂吸収効果」があります。まちの緑の質的な向上を図り、緑の効果を高めることにより、まちの低炭素化を促進し環境負荷の少ない持続可能な循環型まちづくりを形成することができます。

※コミュニティ：近隣に居住する住民や設置されている施設、企業等の人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団をいいます。「地域社会」や「共同体」と訳されます。

※延焼遮断帯：市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設をいいます。

主に道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯が構築されます。

5 緑の基本計画策定の経過

平成 15 年度に策定された幕別町緑の基本計画は平成 23 年度の改訂を経て、目標年次の令和 2 年度を迎えました。この間に、本計画の策定根拠である都市緑地法の一部改正、指針となる北海道みどりの基本方針の策定や北海道が定める帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し、第 6 期幕別町総合計画の策定や幕別町都市計画マスタープランの見直しなど、「まちづくり」に関する計画等の見直しが行われ、「みどり」に対する考え方や方針も変更されてきました。また、人口減少や少子高齢化、自然災害の激甚化等の社会情勢や住民ニーズにも変化が見られます。

これらを踏まえて、これからの時代に対応した緑地の適正な保全及び緑化の推進、公園の管理の方針として、計画の策定を行うものです。

(1) 町民アンケート

① アンケート調査の概要

本計画と同じタイミングで見直しを行う幕別町都市計画マスタープランの町民アンケートと併せて、緑に関する町民意向を本計画に反映するために、アンケート調査を実施しました。

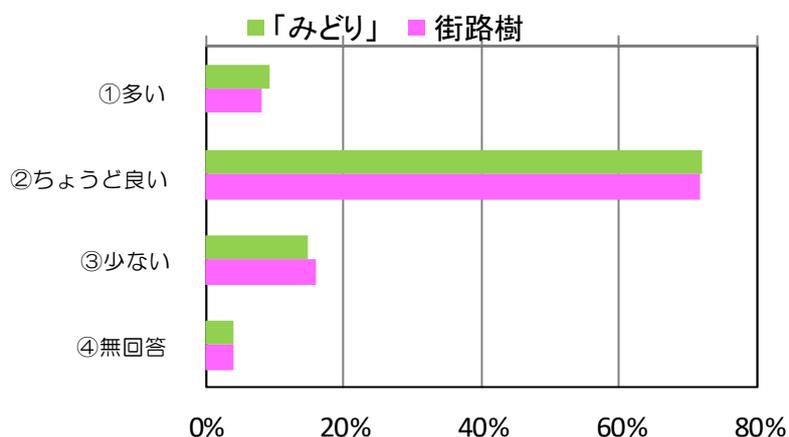
アンケートは町民 2,094 世帯を対象に実施し、675 世帯の方々から回答をいただきました。

調査の内容は、「みどり」の量や、緑や公園に期待する役割と機能などの項目とし、町民の意向を本計画に反映させました。

② アンケート調査の結果

【身近な「みどり」と街路樹の量】

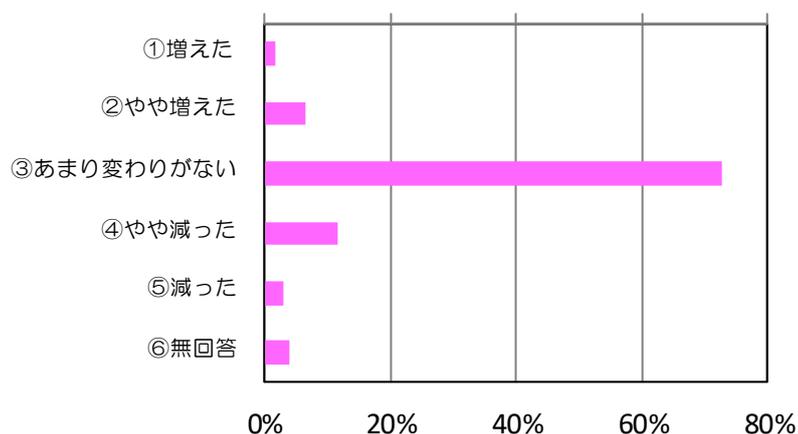
Q1.2：身近な「みどり」と街路樹の量についてお答えください。



どちらの項目についても、「ちょうど良い」、「多い」との回答された方が全体の約8割を占めており、量については、概ね満足できる量が確保されているものと考えられます。

【居住地域の緑の増減について】

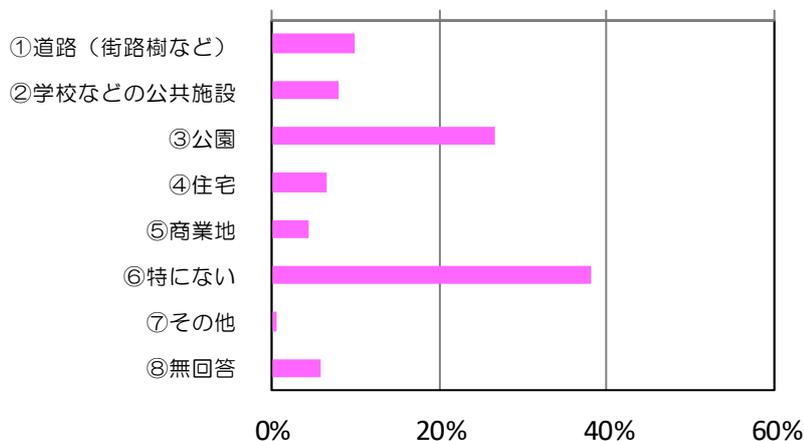
Q3：ここ10年くらいであなたのお住まいの地域の緑は増えたと思いますか。



ここ10年くらいでの地域の緑の増減については、「増えた」、「やや増えた」、「あまり変わらない」との回答が全体の約8割を占めており、多くの方は、緑の量は減っていないと感じられていると考えられます。

【緑を増やしたい場所】

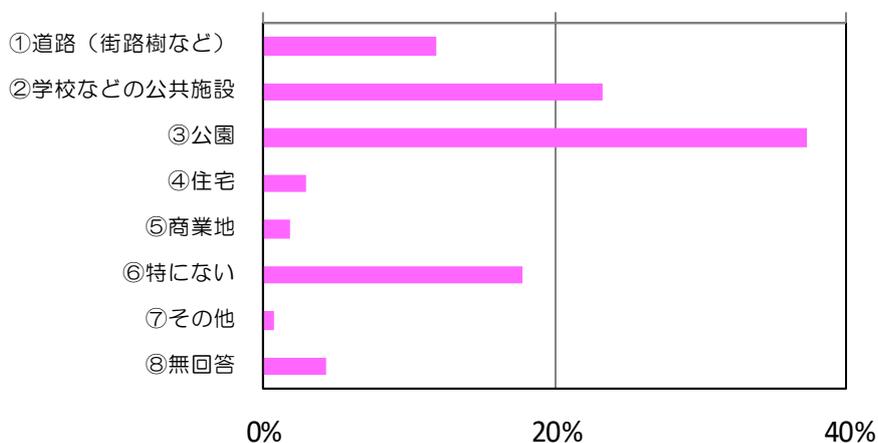
Q4：幕別町内で、どこの緑を増やしたら良いと思いますか。



「道路」、「学校などの公共施設」、「住宅」や「商業地」はいずれも1割弱、「公園」については3割弱、最も多かった回答は「特にない」となりました。

【緑を維持したい場所】

Q5：幕別町内の緑のうち、特に減らさない方が良くと思うのはどこですか。

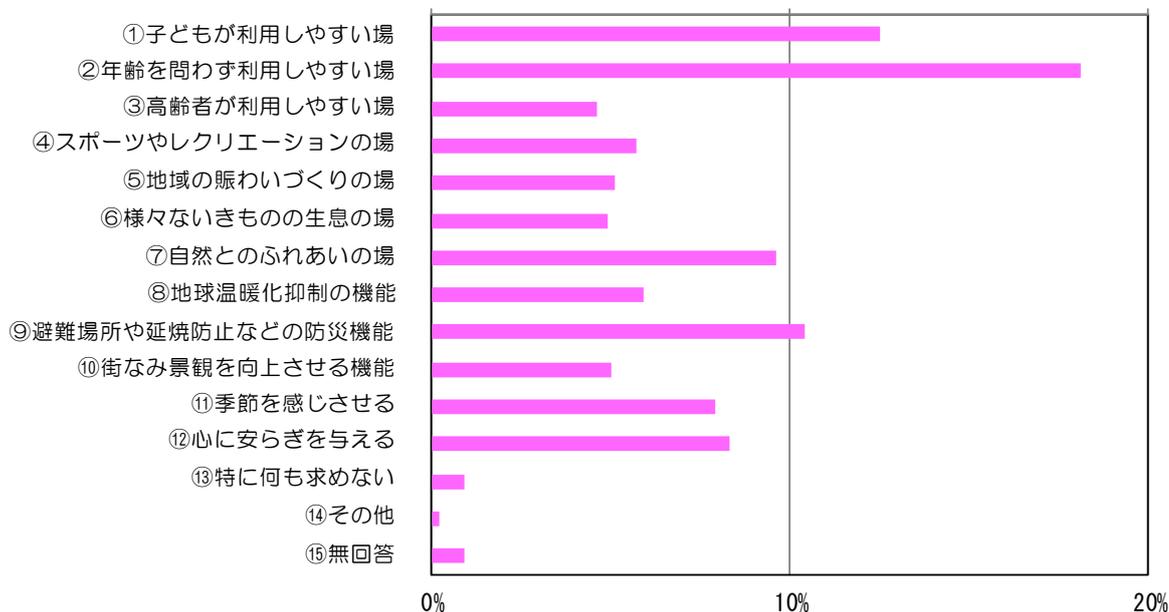


もっとも多い回答は「公園」が4割弱、「学校などの公共施設」が2割強、「特にない」が2割弱となりました。

多くの方は、既存公園、学校などの公共施設の緑の維持を望んでいるようです。

【緑や公園に期待する役割と機能】

Q6：緑や公園に期待する役割と機能をお答えください。

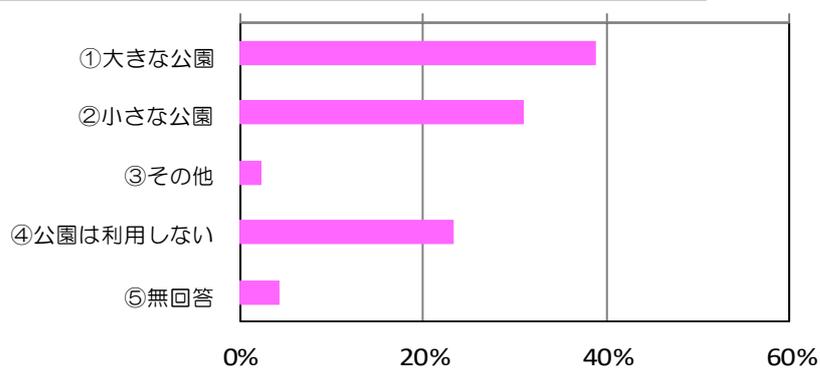


「年齢を問わず利用しやすい場」、「子どもが利用しやすい場」、「避難場所や延焼防止などの防災機能」が上位3つとなり、「自然とのふれあいの場」が続く結果となりました。

今後ますます進行する少子高齢化や安全安心なまちづくりを意識した公園づくりなど、緑や公園に求める機能は多岐にわたっていると考えられます。

【利用頻度の高い公園】

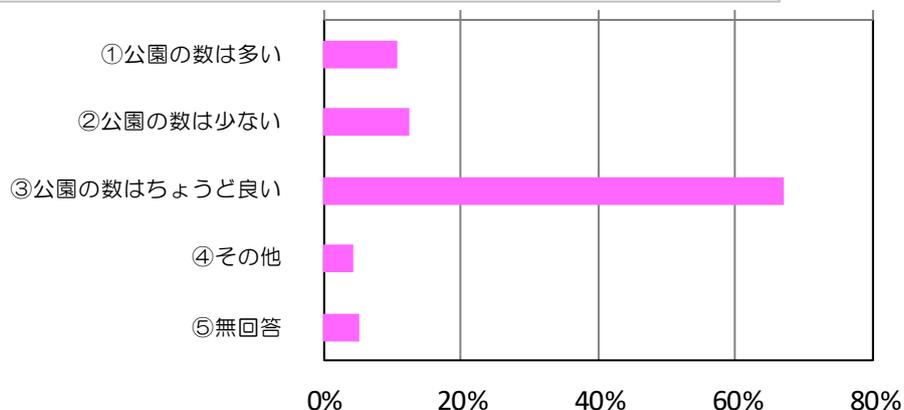
Q7：利用頻度の高い公園はどのような公園ですか。



「大きな公園」の利用が4割弱、次いで「小さな公園」の利用が約3割となりました。一方では、「公園は利用しない」との回答が約2割あることから、住民ニーズを十分把握した上で、今後の公園整備、管理運営を検討することが重要だと考えられます。

【公園の数】

Q8：公園の数についてお答えください。



「公園の数はちょうど良い」との回答が、約7割を占めており、公園の数については、概ね満足できる数であると考えられます。しかしながら、その他の自由記述において、「魅力がない」「利用したいと思う公園がない」などの意見もあり、公園の魅力やニーズに合った機能の向上などの質の向上が求められていると考えられます。

アンケート調査結果から、緑や公園の量については現状維持を希望しており、役割と機能については、ニーズにあった公園機能の充実などの質の向上や災害時に活用可能であることなどが求められていると言えます。

(2) パブリックコメント

原案の作成において、住民の方々のご意見を広く反映させるため、意見募集（パブリックコメント）を次のとおり実施しました。

●資料の入手方法及び閲覧場所

建設部都市計画課、忠類総合支所経済建設課、札内支所を閲覧場所とした他、町のホームページへ掲載しました。

●意見等の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法

●意見の募集期間

令和3年2月1日（月）～令和3年3月2日（火）

募集期間中において、1人から意見の提出がありました。